

中間前金払に係る取扱い要領

1 趣旨

中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、受注者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度である。

この要領は、中間前金払に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事のうち、工事1件の請負代金額が130万円以上で次の要件の全てに該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

なお、契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払は行わないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における中間前金払

- (1) 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に应ずる出来高予定額に対してすることができる。
- (2) 前号の規定に基づく各年度ごとの中間前金払をすることができる要件は、前項中「工期」とあるのは「当該年度の工期」と、「当該工事」とあるのは「当該年度の工事」と、「請負代金の額」とあるのは「当該年度における年割額」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。
- (3) 中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払は行わないものとする。ただし、各年度末の出来高に対する部分払については行うことができる。

4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の

合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

5 中間前金払に係る認定

- (1) 発注者は、受注者から中間前金払に係る認定請求書（別紙1）が提出されたときは、第2項の第1号から第3号に掲げる要件の全てに該当するものであるかどうかを認定するものとする。なお、認定請求書には、工事請負契約書別記（以下「別記」という。）に基づく工事履行報告書及び工事出来高報告書を添付させるものとする。
- (2) 発注者は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、別記に基づく工事履行報告書等の資料（以下「認定資料」という。）により行うことができるものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。
- (3) 発注者は、前号による認定の結果、妥当と認めるときは、認定調書（別紙2）を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

6 中間前払金の支払の請求

受注者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、認定調書については添付を要しない。

7 中間前金払と部分払の選択

中間前金払の対象となる工事の契約にあたっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、あらかじめ入札条件（別紙3）等において明示するとともに、落札後、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（別紙4）を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更することはできないものとする。

8 施行時期

平成23年9月1日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

9 災害救助法が適用される期間の特例

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される市町村となっている期間においては、この要領中「10分の4」を「10分の5」に、「10分の6」を「10分の7」とする。